



議案第五十九号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次とおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十三年四月二十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾参年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

専決第二号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町  
税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十三年三月三十一日

三朝町長 松村喬成

三朝町条例第十七号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「又は第六百三条第三項」を「、第六百三条第三項又は第六百三条の二第四項」に改める。

第二十四条第二項中「十二万円」を「十五万円」に改める。

第三十一条第二項の表を次のように改める。

法人等の区分	税率
<p>一 資本の金額又は出資金額（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社にあつては、令第四十八条の二に定めるところにより算定した純資産額。次号から第四号までにおいて同じ。）が五十億円を超える法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。）で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれら</p>	<p>年額 百 万 円</p>

<p>の性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第四号までにおいて「従業者数の合計数」という)が百人を超えるもの</p>	<p>二 資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業者数の合計数が百人を超えるもの</p>	<p>三 資本の金額又は出資金額が十億円を超える法人で従業者数の合計数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が百人を超えるもの</p>	<p>四 資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人</p>	<p>五 前各号に掲げる法人以外の法人等</p>
	<p>年額 五十六万円</p>	<p>年額 十三万四千円</p>	<p>年額 四万円</p>	<p>年額 一万三千円</p>

第五十四条第五項中「土地区画整理法第百条の二の規定によつて土地区画整理事業の施行者が」を「土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二の規定によつて」に、「土地区画整理事業の施行者以外」を「土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外」に改める。

第五十七条中「社会福祉事業、更生保護事業」を「社会福祉事業法による社会福祉事業、更生緊急保護法による更生保護事業」に改める。

第三百三十一条第四項を次のように改める。

々 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業（農用地開発公団が農用地開発公団法により行同法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下本項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下本項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を第一項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

第三百三十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二の規定によつて管理する土地（以下本項において「保留地予定地」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として令第三十六条の二の四に規定する日において当該保留地予定地である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地である土地を取得することとされている者を第一項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

第三百三十七条第二号中「第三百三十一条第四項若しくは第五項」を「第三百三十一条第六項」に改める。

第四百四十条第二項中「又は法第六百三十三条第三項」を「、法第六百三十三条第三項又は法第六百三十三条の二第四項」に改める。

附則第八条中「昭和五十三年度」を「昭和五十八年度」に改める。

附則第十條中「第十七項」を「第十六項」に改める。

附則第十六條中「昭和五十二年度分」を「昭和五十三年度分」に改め、「道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和五十一年運輸省令第四十七号。以下「昭和五十二年の保安基準改正省令」という。）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一條第二項の規定の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第一号に掲げるもの（同号に規定する二サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）で、同項及び同條第三項の基準に適合するもの又は昭和五十一年の保安基準改正省令による改正後の道路運送車両の保安基準第三十一條第二項の規定の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第一号に掲げるもので、同項及び同條第三項の基準に適合するもの並びに」を削る。

附則第十九條を削る。

## 附 則

（施行期日）

第一條 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)  
第二十四条第二項の規定は、昭和五十三年度分の個人の町民税から適用し、昭和五十二年分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十一条第二項の規定は、昭和五十三年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は同条第三項の期間に係る法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)  
の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る町民税として納付した、又は納付すべきであつた町民税については、なお従前の例による。



4 改正前の三朝町税条例（以下「旧条例」という。）附則第十九条の規定は、昭和五十年中に支払うべき退職手当等（旧条例第五十三条の二に規定する退職手当等をいう。）で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された同条の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十三年度分の固定資産税から適用し、昭和五十二年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第四条 新条例第三百三十一条第四項の規定は、同項に規定する従前の土地の取得が施行日以後においてされる場合について適用し、当該従前の土地の取得が施行日前においてされた場合については、なお従前の例による。

2 新条例第三百三十一条第五項及び第三百三十七条第二号の規定は、同項に規定する同項の契約の効力が発生した日として令第三十六条の二の四に規定する日（以下この項において「契約の効力発生日」という。）が施行日以後の日である場合について適用し、当該契約の効力発生日が施行日前の日であつた場合については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第五条 旧条例附則第十六条の規定は、昭和五十二年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。